

概 要

- 核燃料税は、昭和51年に福井県が全国に先駆けて創設した法定外普通税
- 5年ごとに見直しを行い、原子力発電所の立地に伴う安全対策、民生安定・生業安定対策、共生促進対策等の諸施策に活用

現状と課題

- 昨今の資材費や労務単価の高騰による事業費の増大に加え、原子力が持続的に活用されていく中で一層の県民理解を促進し持続可能な立地地域を創るための人口減少対策等や、交流人口の増加に伴い産業振興や安全安心のための避難道・避難施設等インフラ整備・維持の財政需要が増大
- 平成28年の搬出促進割創設以来、使用済燃料の県外搬出が実現していない中、さらに県外搬出を促す機能を強化する必要

更新案(第11期 課税期間:令和8年11月10日から令和13年11月9日まで)

- 財政需要の増加を踏まえ、価額割、出力割、搬出促進割全ての税率を引上げ
- 搬出促進割は、使用済燃料の県外搬出をさらに促すため引上げ幅を前回と同額に設定

	課税標準 (現行と同じ)	税率	
		更新案(第11期)	現行比
価 額 割	発電用原子炉へ挿入した核燃料の価額	9%	+0.5%
出 力 割	発電用原子炉の熱出力	26万円/千kW (廃炉1/2)	+5.52万円/千kW (廃炉 +2.76万円/千kW)
搬 出 促 進 割	5年を超えて貯蔵されている使用済燃料の重量	2,000円/kg	+500円/kg

※ 計画額税込:今期154億円→次期192億円
(全ての原子力発電所が稼働した場合)

【参考:税率推移】

		第1期 (S51.11~ S56.11)	第2期 ~5期 (S56.11~ H13.11)	第6期 (H13.11~ H18.11)	第7期 (H18.11~ H23.11)	第8期 (H23.11~ H28.11)	第9期 (H28.11~ R3.11)	第10期 (R3.11~ R8.11)
税率	価額割	5%	7%	10%	12%	8.5%	8.5%	8.5%
	出力割	—	—	—	—	18.3万円 /千kW	18.3万円 /千kW (廃炉1/2)	20.48万円 /千kW (廃炉1/2)
	搬出促進割	—	—	—	—	—	1,000円/kg	1,500円/kg

今後のスケジュール

令和8年 6~7月 議会に条例案を提出。条例可決後、総務省に協議書提出
11月10日 総務大臣の同意を得て、施行予定